

平成26年度
消費者月間統一テーマ
5月は
消費者月間
It is consumers month
です

「つながろう消費者
～安全・安心な暮らしのために～」

消費者庁が定めたこのテーマには、「高齢者など被害に遭うリスクの高い消費者を、地域の関係者が幅広く連携し、地域で見守る体制の拡充を推進したい」という思いが込められています。現在広島県内では、高齢者を狙った健康食品の送りつけ商法のトラブルが増えています。業者が「以前ご注文いただいた健康食品を代金引換で送ります」などと言いつつ、強引に商品を送りつける手口もあるようです。必要のない商品はきっぱりと断りましょう。困ったことがあれば、消費生活センターへご相談ください。



庄原市消費生活センター

消費生活センターは、悪質

商法などの消費者トラブ

ルに対応するため、法

律に基づき、交渉方

法の助言や、あつ

せんなどを行い、

問題解決のための手

助けをする機関です。

日常生活での売買契約

や取引に関するトラブ

ル、商品の使用による

事故、多重債務などに関す

ることなど、消費生活に関する困

りごとなどがありましたら、ご相談く

ださい。

また、『悪質商法の手口と対処法』と題して、出前トークを行っています。消費者を守る法律の紹介や、悪質商法への対処の方法などをご紹介しますので、お気軽にお申し込みください。

相談日

毎週月曜～金曜日

(祝日、年末年始を除く)

9時～16時(12時～13時休み)

ところ 市民生活課内

相談先

庄原市消費生活センター

☎0824・73・1228

市民生活課市民生活係

☎0824・73・1154

庄原市内で頑張っている子育てサークルをご紹介します

庄原地区の子育てサークル
「バルーン 輪食のつどい」

皆さん、庄原地域の子育てサークルをご存知でしょうか。「バルーン 輪食のつどい」は、40組あまりの親子が月1回定期的に集まり、子育てに関する情報交換をしながら、さまざまな交流活動を行っています。



バルーンでは現在メンバーを募集中。問い合わせはこちらまで。

【バルーンの申し込み・問い合わせ】
庄原子育て支援センター「庄原ひだまり広場」
☎0824・75・0222(平日9時～12時、13時～15時)

母子保健
だより

メンバーで役員の西谷美紀さんにお聞きしました。

Q. 活動内容を教えてください。

A. 定例行事として月に1度、「楽しくごはんを作って、輪になって食べよう」とみんなで調理して食事をしています。また、年2回のおでかけ(※昨年は5月にイチゴ狩り、8月に丘陵公園のじゃぶじゃぶ池)や、健康福祉まつりで掲示するパネルを作るなど、楽しみながら色々していますよ。



Q. バルーンに入ってみてどうですか？

A. 知り合いが増えたり、いろいろな子育て情報が聞けたりして、育児・生活がしやすくなりました。毎月栄養士さんから、今まで知らなかったメニューや調理方法を教えてもらえ、子どもが食べられなかったものも食べられるようになりました。皆と一緒に食べるということも良いですね。参加出来るときに参加すればいいので、気軽に参加できる場所も良いですよ。

